

# 事務所通信



令和7年6月号  
山本修税理士事務所  
株式会社 川島経営研究所  
<http://www.kawa-kei.co.jp>

〒105-0014 東京都港区芝2-2-15 芝ヒロセビル5F

TEL03(3456)4361 FAX03(5476)7255 [Ex-Jinfo@kawa-kei.co.jp](mailto:Ex-Jinfo@kawa-kei.co.jp)

## 源泉所得税の改正

令和7年の年末調整は以下の点が改正されました。

1. 基礎控除の見直し（令和7年8年、9年～）
2. 給与所得控除の見直し（令和7年～）
3. 特定親族特別控除の創設（令和7年～）
4. 扶養親族等の所得要件の改正（令和7年～）
5. 生命保険料控除の見直し（令和8年～）

### 1. 基礎控除の見直し

これまで合計所得金額 2,400万円以下の方については一律 48万円の基礎控除が受けられましたが、令和7年及び8年については控除額が段階的に引き上げられました。控除額については以下の表の通りとなります。

#### 基礎控除

合計所得金額 (給与収入のみの場合)	令和7 ・8年分	令和9年 分以降	改正前
132万円以下 (2,003,999円以下)	95万円 (58 + 37)		
132万円超 336万円以下 (2,003,999円超 4,751,999円以下)	88万円 (58 + 30)		
336万円超 489万円以下 (4,751,999円超 6,655,556円以下)	68万円 (58 + 10)		
489万円超 655万円以下 (6,655,556円超 8,500,000円以下)	63万円 (58 + 5)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円 (58 + 0)		
2,350万円超 2,400万円以下 (2,545万円超 2,595万円以下)		48万円	
2,400万円超 2,450万円以下 (2,595万円超 2,645万円以下)		32万円	
2,450万円超 2,500万円以下 (2,645万円超 2,695万円以下)		16万円	
2,500万円超 (2,695万円超)		0円	

令和7年8年については基礎控除の 58万円のほかに居住者のみですが限定的に加算額があります。令和9年以降はその加算額が無くなり、所得 132万円以下の方については 95万円、132万円を超える 2,350万円以下の方については 58万円となります。なお住民税の基礎控除については変更ありませんので、従来通り上限 43万円の控除額のままとなります。

### 2. 給与所得控除の見直し

給与所得控除について 55万円の最低保証額が 65万円に引き上げされました。

#### 給与所得控除

給与収入	給与所得控除額	
	令和7年分以降	改正前
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超 180万円以下	65万円	収入金額 × 40% - 10万円
180万円超 190万円以下	65万円	収入金額 × 30% + 8万円
190万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 8万円	
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 44万円	
660万円超 850万円以下	収入金額 × 10% + 110万円	
850万円超	195万円	

これにより基礎控除 58万円 + 給与所得控除 65万円で 123万円までは所得税が無税となります。また扶養親族と配偶者控除の所得判定も給与の場合収入 123万円以下であれば扶養として控除することができます。なお年収 190万円超の方については変更ありません。

### 3. 特定親族特別控除の創設

学生アルバイトの就業調整対策として創設されました。この制度は、生計を一にする親族の年齢が 19歳から 22歳のこの給与収入が 103万円を超えても 150万円以下であれば段階的に遞減しますが控除は受けられます。

扶養される子供側収入の上限が増えただけでなく扶養する親側の控除も段階的になったことにより、年末の学生アルバイトの時間調整にだいぶ融通利くようになったと思われます。

## 19歳から22歳以下の特定親族特別控除

改正前

子供側の年間 アルバイト収入	子供側の 合計所得	親側の所得 控除額
103万円以下	48万円以下	63万円
103万円超	48万円超	0円

改正後

子供側の年間アルバイト収入	子供側の合計所得金額	親側の所得控除額
~150万円以下	85万円以下	63万円
150万円超155万円以下	85万円超90万円以下	61万円
155万円超160万円以下	90万円超95万円以下	51万円
160万円超165万円以下	95万円超100万円以下	41万円
165万円超170万円以下	100万円超105万円以下	31万円
170万円超175万円以下	105万円超110万円以下	21万円
175万円超180万円以下	110万円超115万円以下	11万円
180万円超185万円以下	115万円超120万円以下	6万円
185万円超190万円以下	120万円超123万円以下	3万円

## 4. 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除と給与所得控除の見直しによりそれぞれ以下の表の通り所得要件が改正されました。

扶養親族の区分	所得要件（給与収入）	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者所得	58万円超 133万円以下 (123万円超 2,015,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 2,015,999円以下)
勤労学生 本人が所得税0円になる所得（収入）	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

## 5. 生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合のみ、一般保険料控除額は次のとおり計算されることとなりました。こちらは令和8年からになります。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料 × 1/2 + 15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料 × 1/4 + 30,000円
120,000円超	一律60,000円

これにより旧生命保険料及び上記の適用がある新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除の適用限度額が6万円（改正前は4万円）とされました。但し一般保険料控除、介護保険料控除、個人年金保険料控除の合計適用限度額は現行と同様の12万円までとなります。

## 毎月の源泉徴収作業

上記の通り年末調整及び給料関係について大幅な改正となりましたが、令和7年11月までの給与の源泉徴収事務にはこれまで通り所得税の徴収税額に変更は生じません。これらの改正事項による調整は、令和7年12月に行う年末調整の際に行われます。令和7年の年末調整を行われる方は、例年より還付額が増えている方が増えそうです。

令和7年の年末調整の提出書類については様式が変更されます。また追加で増える書類もあります。令和8年分以後の給与の源泉徴収事務については新たな源泉徴収税額表により計算され徴収することになります。

またこれから給料担当の方にはしばらく年収の壁についての相談が増えると思います。アルバイト学生及びその扶養側の親にとっての所得税の壁については改正によりだいぶ高くなりましたが、問題は所得税の壁よりも社会保険の壁とお勧めの企業から支給される手当の壁が低いことです。こちらはより慎重な判断が必要となります。社会保険については一時的（その年だけ勤務先側の事情があってたまたま超えた）に130万円を超えたと判断された場合は即扶養から外れることはありませんが、常態化すると社会保険の扶養からは外れ、配偶者はお勤め先の社会保険に、学生の場合は国保の加入となります。

（芝事務所：山本 修）